

# 相談支援の手引き (千葉市)



平成24年9月  
千葉市保健福祉局高齢障害部  
障害者自立支援課

本手引きの内容は、制度改正等に伴い、  
事前の予告なしに変更されることがあります。

## 目次

第1部	相談支援に係る法改正の概要	- 3 -
第2部	計画相談支援及び障害児相談支援	- 5 -
I	計画相談支援及び障害児相談支援の内容	- 5 -
1	サービス利用支援及び障害児支援利用援助	- 5 -
2	継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助	- 7 -
3	相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い	- 9 -
II	サービスの具体的取扱方針	- 11 -
1	サービス利用支援等	- 11 -
2	継続サービス利用支援等	- 13 -
III	計画相談支援給付費等の支給期間とモニタリング期間の取扱い	- 14 -
1	計画相談支援給付費等の支給期間	- 14 -
2	モニタリング期間に係る開始月と終期月	- 14 -
IV	報酬	- 17 -
V	介護給付費等の支給決定事務の概要	- 19 -
1	支給決定の流れ	- 19 -
2	暫定支給決定時における関係機関の対応	- 23 -
3	指定特定相談支援事業者等を変更する場合の手続き	- 24 -
第3部	地域相談支援	- 27 -
I	地域相談支援の内容	- 27 -
1	地域移行支援	- 27 -
2	地域定着支援	- 27 -
II	サービスの具体的取扱方針	- 29 -
1	地域移行支援	- 29 -
2	地域定着支援	- 30 -
III	報酬	- 32 -
1	地域移行支援	- 32 -
2	地域定着支援	- 34 -
IV	地域相談支援給付決定	- 35 -
1	障害程度区分認定調査	- 35 -
2	地域相談支援給付決定の際の勘案事項	- 35 -
3	当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨	- 35 -
4	地域相談支援給付決定の有効期間	- 36 -
第4部	請求事務	- 37 -
1	請求者	- 37 -
2	請求方法	- 37 -
3	地域移行支援提供実績記録票及び地域定着支援提供実績記録票の記載方法	- 37 -
4	請求にあたっての留意点	- 38 -

## 第1部 相談支援に係る法改正の概要

平成22年12月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、相談支援体系が見直され、相談支援は下記4種類に再編されました。

### ●平成24年4月からの相談支援体系

	市町村による 相談支援	計画相談支援	障害児相談支援	地域相談支援
実施主体	市町村	指定特定 相談支援事業者	指定障害児 相談支援事業者	指定一般 相談支援事業者
事業者 指 定	—	市町村	市町村	都道府県・指定都市・ 中核市
対象者	全ての障害児・者及 びその家族等	・障害福祉サービスを申 請した障害児・者 ・地域相談支援を申請し た障害者	障害児通所支援を申請し た障害児	【地域移行支援】 入所・入院している障 害者等 【地域定着支援】 緊急時等の支援体制が 必要な障害者
サービ ス内 容	・日常生活等に関する相談、情報提供等 ・自立支援協議会	・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援	・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援利用援助	・地域移行支援 ・地域定着支援
根拠法	障害者自立支援法	障害者自立支援法	児童福祉法	障害者自立支援法

一つ目の市町村による相談支援は、法改正前と変更はなく、引き続き市町村の責任において実施すべき事業です。日常生活等に関する相談、情報提供等について、千葉市では各区の指定相談支援事業者へ委託して実施しています。

二つ目の計画相談支援は、法改正前の指定相談支援（サービス利用計画作成費）にあたるサービスです。従来は対象者が非常に限定されていましたが、今般の法改正により障害福祉サービスを申請した全ての障害児・者が対象となります。ただし、相談支援の提供体制の整備を考慮し、対象者については平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに原則として全ての者を対象とします。

三つ目の障害児相談支援は、児童福祉法の改正により新たに創設されたサービスです。障害児通所支援を利用する際の計画を作成するサービスであり、障害児通所支援を申請した全ての障害児が対象となります。ただし、計画相談支援と同様に、対象者については平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに原則として全ての者を対象とします。

四つ目の地域相談支援は、障害者自立支援法の改正により新たに創設されたサービスです。障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行に係る支援（地域移行支援）と、居宅において単身で生

活する障害者等について常時の連絡体制の確保及び緊急時の相談等を行う支援（地域定着支援）に分けられます。

## 第2部 計画相談支援及び障害児相談支援

### I 計画相談支援及び障害児相談支援の内容

#### 1 サービス利用支援及び障害児支援利用援助

##### (1) サービスの内容

サービス利用支援及び障害児支援利用援助（以下「サービス利用支援等」という。）とは、以下の支援のいずれも行いうものをいう。

ア 障害福祉サービス等の申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」という。）を作成する。

##### 【サービス等利用計画案等の記載事項】

- ① 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ② 総合的な援助の方針
- ③ 生活全般の解決すべき課題
- ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
- ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ⑦ モニタリング期間

※ 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）以外の者が作成する場合（セルフプラン等）のサービス等利用計画案等の記載事項についても、上記に準じることとする（⑦を除く。）。

イ 支給決定若しくは支給決定の変更の決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）を作成する。

##### 【サービス等利用計画等の記載事項】

サービス等利用計画案等の内容に加え、以下の事項を追加。

- ① 福祉サービス等の利用料
- ② 福祉サービス等の担当者

##### (2) 対象者

##### ア 計画相談支援

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者。

ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものとして認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合にサービス等利用計画案の提出を求めるものとする（介護保険サービスへの居宅介護等の上乗せのみの場合は、サービス等利用計画案の提出は求めない）。

また、障害児が児童福祉法に基づく障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合には、計画相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援の対象となるが、報酬については障害児相談支援給付費のみ支給することとなるため、運用上、計画相談支援の支給決定はしないこととする。

#### イ 障害児相談支援

障害児通所支援の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者。

※ 障害児入所支援については、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象外。

### ●利用するサービスと対象となる相談支援の種類（例）

	利用するサービス	計画相談支援	障害児相談支援
障害者	障害福祉サービスのみ	○	×
	地域相談支援のみ	○	×
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	×
	地域相談支援及び地域生活支援事業	○	×
	障害福祉サービス（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）及び介護保険制度のサービス	○	×
	障害福祉サービス（居宅介護等の上乗せのみ）及び介護保険制度のサービス	×	×
障害児	障害福祉サービスのみ	○	×
	障害児通所支援のみ	×	○
	障害児入所支援のみ	×	×
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び障害児通所支援	×	○
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	×
	障害児通所支援及び地域生活支援事業	×	○

【例】 4月1日から居宅介護を利用している障害児が、9月1日から障害児通所支援も利用することになった場合

⇒3月1日から7月31日までは計画相談支援、8月1日からは障害児相談支援の対象となる（7月31日付けで計画相談支援の支給を終了する。）。

**(3) 計画相談支援及び障害児相談支援の対象者に係る経過措置**

サービス等利用計画等については、相談支援の提供体制を考慮し、平成24年度から段階的に対象を拡大し、平成27年3月末までに原則としてすべての障害福祉サービス、地域相談支援又は障害児通所支援を利用する障害者等を対象とすることとされている。千葉市では、次の表のとおり対象者を段階的に拡大していく予定である。

各区高齢障害支援課は、経過措置により対象となっていない者に対しては、障害福祉サービス等の申請時にサービス等利用計画案等の提出を依頼する必要はない。

**●計画相談支援等の対象者拡大スケジュール（予定）**

拡大時期	対象者
平成24年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新規に就労継続支援 B 型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者</li> <li>②新規に生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者で、障害程度区分が4（50歳以上の者は3）より低い者</li> </ul>
平成24年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新規の入所希望者</li> <li>②新規の障害福祉サービス、地域相談支援及び障害児通所支援の利用希望者</li> <li>③標準支給量を上回る障害福祉サービスの利用希望者</li> </ul>
平成XX年XX月	更に対象者の拡大を検討するが、現段階では拡大の範囲は未定。
平成27年3月末	①原則としてすべての障害福祉サービス、地域相談支援又は障害児通所支援を利用する障害者等

**2 継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助**

**(1) サービスの内容**

継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助（以下「継続サービス利用支援等」という。）とは、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画等

が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画等の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

ア サービス等利用計画等を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。

イ 新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等に対し、当該申請の勧奨を行う。

## （２）対象者

指定特定相談支援事業者等が提供したサービス利用支援等によりサービス等利用計画等が作成された支給決定障害者等。

（指定特定相談支援事業者等以外の者がサービス等利用計画案等を作成した場合には継続サービス利用支援等の対象外となる。）

## （３）モニタリング期間の設定

モニタリング期間については、各区高齢障害支援課が、指定特定相談支援事業者等の提案を踏まえて以下の勘案事項及び期間を勘案して、個別の対象者ごとに定める。

### ア 勘案事項

- a 障害者等の心身の状況
- b 障害者等の置かれている環境
  - ・ 地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化の有無 等
- c 総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- d 生活全般の解決すべき課題
- e 提供されるサービスの目標及び達成時期
- f 提供されるサービスの種類、内容及び量
- g サービスを提供する上での留意事項

### イ 期間

- a 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者  
→ 1月（毎月）ごと  
（ただし、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービス等の利用開始日から起算して3月間に限る。）
- b 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者、地域定着支援を利用する者又は障害児通所支援を利用する障害児（いずれもaに掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの  
→ 1月（毎月）ごと  
(a) 障害者支援施設等からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

(b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

(c) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

c 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者、地域定着支援を利用する者（いずれもa及びbに掲げる者を除く。）、地域移行支援を利用する者（aに掲げる者を除く。）若しくは障害児通所支援を利用する障害児（a及びbに掲げる者を除く。）

→ 6月ごと

d 療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援を利用する者（aに掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。）

→ 12月（1年）ごと

※ 重度障害者等包括支援については、当該サービスの指定基準において相談支援専門員であるサービス提供責任者が当該サービスの実施状況の把握等を行うこととされているため、原則として、支給決定の有効期間の終期のみ継続サービス利用支援を実施。

【例】 3月1日から新規で居宅介護を利用する場合

⇒モニタリング期間は、3月から5月までの3か月間は1か月（毎月）ごと、その後は6か月ごととなる。

### 3 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い

相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合（地域相談支援に係る指定一般相談支援事業所と兼務する場合は除く。）については、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除き、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。

また、支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援等についても、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が実施することを基本とする。

- ・ 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合（サービス利用支援等とその直後の継続サービス利用支援等は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者等の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。）
- ・ その他市がやむを得ないと認める場合（本庁協議により判断。）

【例】 A 特定相談支援事業所と B 生活介護事業所を兼務する C 相談支援専門員が、9月1日から B 生活介護事業所を利用する D さんのサービス等利用計画案を作成した場合

⇒原則として11月末までは C 相談支援専門員がモニタリングを実施しても構わないが、12月以降のモニタリングは B 生活介護事業所と兼務しない相談支援専門員が実施しなければならない。

【例】 A 特定相談支援事業所と B 生活介護事業所を兼務する C 相談支援専門員が、同じ法人内の D 就労移行支援事業所を 9 月 1 日から利用する E さんのサービス等利用計画案を作成した場合

⇒モニタリング実施に関して制限はない（4 か月目以降もモニタリングを実施できる。）。

## II サービスの具体的取扱方針

### 1 サービス利用支援等

#### (1) 計画作成にあたっての留意点

※以下、『サービス等利用計画作成サポートブック』（日本相談支援専門員協会）を元に作成

#### ア エンパワメントの視点が入っているか

サービス等利用計画等は、従来の医療モデルではなく、利用者の意思決定を尊重した社会・生活モデルに基づき、利用者の思いや希望をもとに、意思を尊重したライフスタイルを支援する計画となるべきである。

利用者自身が本来持っている力（ストレングス）を引き出すことにより、自分の生活を自分で作っていく姿勢が反映されるサービス等利用計画等が求められる。サービス等利用計画等の作成にあたっては、常にその計画にエンパワメントの観点が入っているか確認することが必要である。

#### イ アドボカシーの視点が入っているか

相談支援は、単にサービスを調整するだけでなく、自らの意思を表出していくことに困難を抱える利用者の意思や置かれている立場を代弁するという権利擁護（アドボカシー）の観点に立って、利用者の自己決定・自己選択を支援していくことが重要である。このような本人の権利を擁護する立場に立って、代弁機能や代理機能を果たしつつサービス等利用計画等を作成するとともに、作成したサービス等利用計画等の中にそのような権利擁護の視点が入っているかを確認する必要がある。

#### ウ トータルな生活を支援する計画となっているか

サービス等利用計画等の作成にあたっては、必要なサービス単体（公的なサービス等）が記入されているだけでは不十分である。生活に困難を抱えサービスを利用して生活する状況にある利用者の生活全体が考慮されて、望む生活を可能とする支援が網羅され、関わる人たちがそれぞれ役割を果たせるような、利用者の生活をトータル（総合的）に支援する計画となっているかを確認する必要がある。

#### エ 連携・チーム計画となっているか

サービス等利用計画等は、サービス担当者会議で利用者、サービス提供者、関係機関等が合意した結果をもとに、支援の内容やそれぞれの提供者、関係機関等の役割を盛り込んだ計画とする。この計画は、利用者に分かりやすいものであると同時に、支援に関わる提供者や機関等が支援の方向性を共有できるツールともなる。そのために、サービス等利用計画等の様式を統一するとともに、利用者のニーズや課題をどの機関がどのように支援していくのか、計画に支援の全体像と支援目標、役割分担を明確に記載することが必要である。また、このサービス等利用計画等をもとにサービスが提供されることになった場合、個別のサービス提供事業者や関係機関等が作成する個別支援計画と整合性が取れているかを確認する必要がある。

#### オ サービス担当者会議が開催されているか

サービス等利用計画等の作成過程におけるインテーク、アセスメントを通じて利用者のニーズや課題が明らかになった時点で、利用者の了解を得て必要なサービス提供事業者や関係機関等が集まり、サービス担当者会議が開催される。サービス担当者会議では、相談支援専門員がサービス等利用計画案等を提示し、会議に参加した多様な事業者や関係機関等からなるチームで、当面

の課題解決に向けた支援の内容やそれぞれの役割、今後の支援の方向性を確認する。このような手続を踏んでサービス等利用計画等が作成されているかを確認する必要がある。

#### カ ニーズに基づいた計画となっているか

インテークで把握した当事者からの情報に加え、個人情報保護に配慮しながら利用者をよく知るサービス提供事業者や関係機関等からの情報を集め、相談支援専門員としてニーズ評価（アセスメント）を行う。このようなニーズに基づいたサービス等利用計画等になっているかを常に検証することが大切である。また、利用者自身が気付いていないニーズを発見して、計画に繋げることも大切である。さらに、地域に埋もれているニーズへのアプローチを意識させるサービス等利用計画等になっているかも確認する必要がある。

#### キ 中立・公平な計画になっているか

サービス等利用計画等は、地域でサービスを必要とする障害者等にサービスが公平にいきわたる観点から作成される必要がある。また、サービス等利用計画等を作成した相談支援専門員が所属する法人・事業所が提供するサービスだけが盛り込まれた計画になっていないか等、中立・公平な観点から作成されているかをチェックする必要がある。

#### ク 生活の質を向上させる計画となっているか

サービス等利用計画等作成の目的は、利用者のニーズに基づいて適切なサービスを提供して、望む生活を実現するとともに、質の高いサービスを提供して障害者の生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を図ることである。そのためには、サービス等利用計画等に基づくサービス提供のプロセスや結果、さらには効果の評価を通して、利用者の生活の質の向上の観点からサービス等利用計画等を確認する必要がある。

### （２）アセスメント及び計画案の作成

相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接によるアセスメントを行い、サービス等利用計画案等（モニタリング期間の提案を含む）を作成する。

アセスメントとは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。

なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。

なお、アセスメントの記録は、５年間保存しなければならない。

### （３）計画案の交付

サービス等利用計画案等の内容について、文書により利用者等の同意を得た上で、当該サービス等利用計画案等を利用者等に交付する。

なお、サービス等利用計画案等は、５年間保存しなければならない。

### （４）サービス担当者会議

支給決定後、指定障害者福祉サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議（当該利用者が利用する福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、サービス等利用計画案等の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

なお、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者は、指定特定相談支援事業者等が行う連絡調整に協力しなければならない旨が省令において規定されている。

なお、サービス担当者会議等の記録は、5年間保存しなければならない。

#### **（５）計画の作成及び交付**

（４）により求めた意見等を踏まえてサービス等利用計画等を作成し、文書により利用者等の同意を得た上で、利用者等及び当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等に交付するとともに、各区高齢障害支援課にも提出する。

なお、サービス等利用計画等は、5年間保存しなければならない。

## **２ 継続サービス利用支援等**

相談支援専門員は、サービス等利用計画等の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行い、各区高齢障害支援課が支給決定の際に利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録することが必要である。

なお、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録及びモニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。

### Ⅲ 計画相談支援給付費等の支給期間とモニタリング期間の取扱い

#### 1 計画相談支援給付費等の支給期間

計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費（以下「計画相談支援給付費等」という。）の支給期間（月単位）については、運用上以下の取扱いとする。

##### （１）支給期間の開始日

① 新規に計画相談支援給付費等の対象となる者

サービス利用支援を実施する月 1 日（サービス等利用計画を作成する月 1 日）。

【例】 障害福祉サービスの適用年月日が 5 月 1 日の場合でサービス等利用計画を 4 月に作成した場合

⇒計画相談支援給付費の支給期間の開始日は 4 月 1 日とする。

② 既に計画相談支援給付費等の対象となっている者

更新前の支給期間の翌月 1 日

【例】 更新前の支給期間が 6 月 30 日までの場合

⇒更新後の計画相談支援給付費の支給期間の開始月は 7 月 1 日となる。

##### （２）支給期間の終期日

計画相談支援給付費等の支給期間の終期日は、計画相談支援対象者又は障害児相談支援対象者（以下「計画相談支援対象者等」という。）が利用する障害福祉サービス等の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期日を基本とする。

【例】 生活介護（有効期間：平成 27 年 7 月 31 日まで）と行動援護（有効期間：平成 25 年 7 月 31 日まで）を利用している場合

⇒計画相談支援の支給期間の終期日は平成 27 年 7 月 31 日とする。

#### 2 モニタリング期間に係る開始月と終期月

モニタリング期間の設定に当たっては、継続サービス利用支援等の実施月を特定するため、併せて、当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援等の開始月と終期月を設定することとする。

具体的には、以下の取扱いとする。

##### （１）当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援等の開始月

継続サービス利用支援等の開始月については、支給決定の有効期間の終期月において継続サービス利用支援等を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定することとする。

(支給決定の有効期間の終期月においては、対象者の状況に応じて、継続サービス利用支援等と併せて支給決定の更新等のためのサービス利用支援等を実施（報酬はサービス利用支援等の報酬のみ算定）。)

なお、1人の者に対して複数の支給決定の有効期間の終期が設定される場合には、複数の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月に継続サービス利用支援等を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して、継続サービス利用支援等の開始月を設定する。

## (2) 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援等の終期月

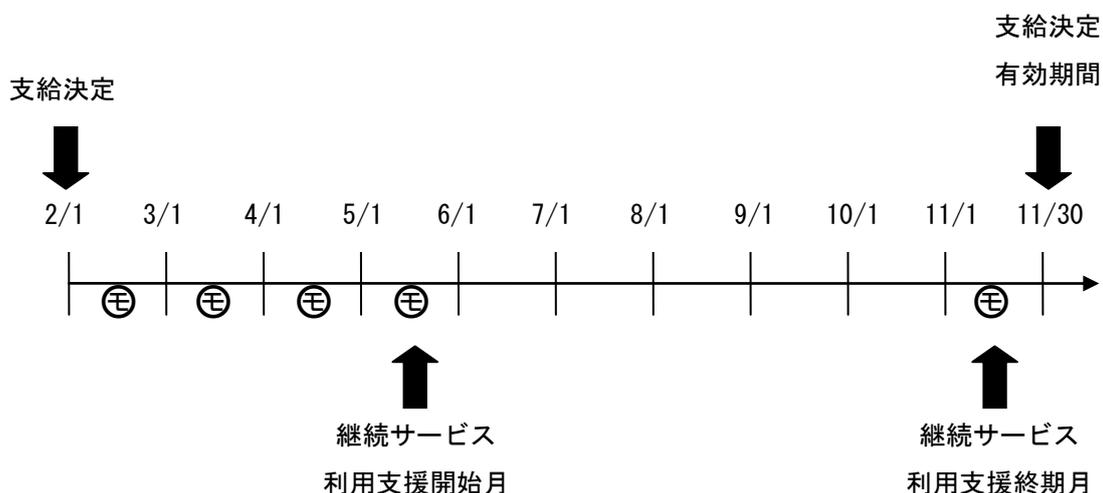
原則として、計画相談支援給付費等の支給期間の終期月（障害福祉サービス等の支給決定の有効期間の終期月）と同じとする。

ただし、モニタリング期間が1月（毎月）ごとの者については、継続サービス利用支援等の開始月を含め最長1年以内で終期月を設定する。

### 【例】新規でサービスを利用する場合

- 障害福祉サービスの支給決定有効期間の開始日が2月1日
- 最長の支給決定有効期間の満了日が同じ年の11月30日
- モニタリング期間6月ごとの場合

⇒継続サービス利用支援の開始月は5月、終期月は11月となる。なお、このケースは新規なので、最初の3月間（2月～4月）は1月（毎月）ごとにモニタリングを実施する。



※㊦・・・モニタリング

●計画相談支援の受給者証記載イメージ

(五)

計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	平成25年 <u>1</u> 月から平成25年11月まで
指定特定相談支援事業所名 〇〇相談支援センター	
モニタリング期間 6月ごと(平成25年5月から平成25年11月) ※ただし、利用開始日から起算して3月間は毎月ごと	
予備欄	

サービス等利用計画を作成する月が1月であった場合は相談支援給付費の支給期間の開始日は1月となる。

この場合、1月提供分はサービス利用支援費を、2月提供分以降は継続サービス利用支援費を算定する。

#### IV 報酬

	サービス内容	単位	算定要件
1	サービス利用支援費・障害児支援利用援助費	1,600 単位/月	サービス利用支援・障害児支援利用援助を行った場合に算定（※1～3）
2	継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費	1,300 単位/月	継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を行った場合に算定（※1～4）
3	居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）	▲700 単位/月	介護保険制度のケアプランが作成されている利用者のうち、要介護1・2の者に対して、居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1及び2の所定単位数から減算（※5）
4	居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）	▲1,000 単位/月	介護保険制度のケアプランが作成されている利用者のうち、要介護3～5の者に対して、居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1及び2の所定単位数から減算（※5）
5	介護予防支援費重複減算	▲112 単位/月	介護保険制度のケアプランが作成されている利用者のうち、要支援1・2の者に対して、介護予防支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1及び2の所定単位数から減算（※5）
6	特別地域加算	+15/100	利用者が、厚生労働大臣が定める地域（離島や豪雪地帯等。）に居住している場合に、1及び2の所定単位数に加算
7	利用者負担上限管理加算	150 単位/月	指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者が、利用者負担合計額の管理を行った場合に加算

※1 障害児相談支援対象者に対してサービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費を算定しない（障害児支援利用援助費のみ算定する。）。

※2 障害福祉サービス等の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援・障害児支援利用援助を行った場合には、サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費は算定せず、サービス利用支援費・障害児支援利用援助費のみ算定する。

なお、障害福祉サービス等の支給決定等に当たってサービス利用支援・障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス

利用支援・継続障害児支援利用援助を行った場合には、サービス利用支援費・障害児支援利用援助費及び継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費の両方を算定できる。

※3 障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されない。

※4 継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費については、受給者証に記載されたモニタリング期間ごとに継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等やむをえない事情により当該期間ごとに設定された継続サービス利用支援・障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合は、当該翌月においても継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費を算定できる。

※5 同一の事業所であっても、ケアプランとサービス等利用計画の作成者が異なる職員であれば、減算はしない。

【例】3月に継続サービス利用支援（モニタリング）を行った結果、サービスを追加することになり、3月中に新たなサービス等利用計画を作成した場合  
⇒3月はサービス利用支援費（1,600単位）のみ算定する。

【例】8月5日にサービス利用支援（計画作成）を行い、8月10日から居宅介護の利用を開始し、8月30日に1回目の継続サービス利用支援（モニタリング）を行った場合  
⇒8月はサービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。  
ただし、モニタリングの開始月が8月に設定されている場合に限る。  
(1,600単位+1,300単位=2,900単位)

【例】A事業所のB相談員が、要介護1の利用者のケアプランとサービス等利用計画を一体的に作成した場合  
⇒居宅介護支援費重複減算（I）が適用される  
(1,600単位-700単位=900単位)

## V 介護給付費等の支給決定事務の概要

### 1 支給決定の流れ

※ 以下、計画相談支援の支給決定の流れについて説明するが、障害児相談支援についても基本的に計画相談支援に準ずる。

#### (1) 申請

介護給付費、訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援給付費等の支給を受けようとする障害者は、援護の実施主体となる各区高齢障害支援課に対し、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給（給付）申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」（様式第2号）を提出する。

#### (2) サービス等利用計画案の提出依頼

各区高齢障害支援課は、障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者に対して、サービス等利用計画案の提出を依頼する（「サービス等利用計画案提出依頼書」（様式第8号の2）及び「計画相談支援依頼（変更）届出書」（様式第17号の3）を利用者に渡す。）。

ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合にサービス等利用計画案の提出を求めるものとする（介護保険サービスへの居宅介護等の上乗せのみの場合は、サービス等利用計画案の提出は求めない。）。

#### (3) 指定特定相談支援事業者との利用契約

申請者が指定特定相談支援事業者（障害児の場合は、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受けたものに限る。以下同じ。）と計画相談支援の提供について利用契約を結ぶ。

#### (4) サービス等利用計画案の作成及び交付

指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案（厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）に係る提案も記載。）を作成し、申請者に交付。

#### (5) 障害程度区分認定調査

障害程度区分の判定等のため、各区高齢障害支援課の認定調査員が、申請のあった本人等と面接をし、106項目の障害程度区分認定調査を行う。同行援護の利用を希望する場合は、同行援護アセスメント調査票による調査も併せて行う。

なお、障害児については、障害程度区分認定調査の代わりに5領域10項目の調査を行う。また、

行動援護の申請があった場合は、障害程度区分認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の調査を行い、障害者の場合と同様、8点以上が対象となる。（てんかん発作について医師意見書は不用）

#### （6）概況調査及びサービス利用意向の聴取

認定調査に併せて、本人及び家族等の状況や、現在のサービス内容や家族からの介護状況等を調査する。また、申請者から介護給付等又は地域相談支援給付の申請に係るサービスの利用意向を聴取する。

#### （7）医師意見書の聴取

各区高齢障害支援課は、区審査会に障害程度区分に関する審査及び判定を依頼するに際し、申請に係る障害者の主治医等に対し、当該障害者の疾病、身体の障害内容、精神の状況、介護に関する所見など、医学的知見から意見（医師意見書）を求める（二次判定において、一次判定を補足する資料として使用する。）。

#### （8）一次判定（コンピュータ判定）

ア 各区高齢障害支援課は認定調査の結果を国が作成配布した一次判定用ソフトウェアを導入したコンピュータに入力し、一次判定処理を行う（調査内容に不整合がある（警告コードが発生した）場合は、認定調査員に確認し、調査項目の整理を行う。）。

イ 医師意見書が届いたときは、認定調査票と医師意見書の共通項目の突合を行い、矛盾点は両者から聞き取り、整理を行う。

#### （9）区審査会での審査判定（二次判定）

ア 各区高齢障害支援課は、一次判定結果、概況調査、特記事項及び医師意見書を揃え、区審査会に審査判定を依頼する。

イ 区審査会は、一次判定結果、医師意見書及び特記事項の内容を踏まえ審査判定を行う。

ウ 審査判定に際し、区審査会が特に必要と認めた場合は、本人、その家族、医師、その他関係者に意見を求めることができる。

エ 区審査会は、審査判定結果を各区高齢障害支援課へ通知する。

#### （10）障害程度区分の認定

各区高齢障害支援課は、区審査会の審査判定結果に基づき、障害程度区分の認定を行う。

#### （11）サービス等利用計画案等必要書類の提出

各区高齢障害支援課からサービス等利用計画案等の提出を求められた申請者が各区高齢障害支援課に対し、以下の書類を提出。

- ・指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案
- ・計画相談支援給付費支給申請書（様式第17号の2）
- ・計画相談支援依頼（変更）届出書（契約した指定特定相談支援事業者に係る届出）

なお、市町村からサービス等利用計画案の提出を求められた障害者等は、指定特定相談支援事業者以外のサービス等利用計画案の提出を希望する場合には、指定特定相談支援事業者が作成する計画案に代えて当該事業者以外の者（障害者本人や家族、支援者等）が作成するサービス等利用計画案を提出できる。

#### (12) 障害福祉サービス等支給決定案の作成

各区高齢障害支援課は、障害程度区分やサービス利用意向聴取の結果、サービス等利用計画案等を踏まえ、支給決定基準等に基づき、障害福祉サービス等支給決定案を作成する。

#### (13) 区審査会の意見聴取

各区高齢障害支援課は、作成した障害福祉サービス等支給決定案が支給決定基準等と乖離するときは、いわゆる「非定型の支給決定」等として区審査会において必要量等を検証の上、必要と認められる範囲内で支給決定を行う。

#### (14) 支給決定又は地域相談支援給付決定

各区高齢障害支援課は、支給決定又は地域相談支援給付決定の勘案事項、区審査会の意見、サービス等利用計画案等の内容を踏まえ、支給決定又は地域相談支援給付決定を行う。併せて計画相談支援給付費支給通知。

なお、障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されない。

#### (15) 受給者証等の交付

各区高齢障害支援課は、障害福祉サービス受給者証・地域相談支援受給者証及び決定通知を申請者に交付する。

#### (16) サービス担当者会議

指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、サービス担当者会議（サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求める（省令に基づき、会議等の記録は5年間保存しなければならないことに留意。）。

また、指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、申請者又はその家族に対して説明し、文書により申請者等の同意を得る。

#### (17) サービス等利用計画の作成

指定特定相談支援事業者は、支給決定に係る障害福祉サービス又は地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画を作成し、申請者等及び担当者に交付するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定を行った各区高齢障害支援課に提出する。

#### (18) 障害児について

障害児については、(5)及び(7)から(10)までについては行わず、代わりに5領域10項目の調査を行う。

また、行動援護の申請があった場合は行動関連項目(12項目)の調査を、同行援護の申請があった場合は同行援護アセスメント調査票による調査を併せて行う。

#### (19) 訓練等給付について

(7)から(10)までについては、訓練等給付の申請者には行わなくても差し支えない。

#### (20) 同行援護について

同行援護の利用を希望する障害者又は障害児の保護者が、(1)の支給決定の申請をした場合にあっては、各区高齢障害支援課は(5)の障害程度区分認定調査を行う前に、同行援護アセスメント調査票による調査を行う。

なお、同行援護アセスメント調査票のうち、「視力障害」については、障害程度区分の認定調査項目「6-1」と同様の取扱いとして差し支えない。

#### (21) 地域相談支援給付について

(7)から(10)までについては、地域相談支援給付の申請者には行わなくても差し支えない。

なお、平成24年3月31日時点において、国庫補助事業である精神障害者地域移行・地域定着支援事業(実施主体：都道府県又は指定都市。民間団体への委託あり。)又は住宅入居等支援事業(居住サポート事業)(実施主体：市町村。民間団体への委託あり。)の支援対象となっている者は、平成24年4月からの個別給付への円滑な移行の観点から、地域相談支援給付決定に当たって障害程度区分認定調査の調査項目に係る調査を実施しないこととして差し支えない。

ただし、当該者についても、地域相談支援給付決定の更新時においては、当該調査を実施する。

●支給決定プロセスの各段階で高齢障害支援課に提出するサービス等利用計画・障害児支援利用計画の様式

		サービス等利用計画・障害児支援利用計画の様式							サービス担当者会議議事録等、アセスメントシート、ニーズ整理票等	
		様式 1-1	様式 1-2	別紙 1	別紙 2	様式 2-1	様式 2-2	様式 3-1		様式 3-2
		援利用計画案	サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（週間）	申請者の状況（基本情報）	申請者の状況（基本情報）（週間）	利用計画	サービス等利用計画・障害児支援利用計画案（週間）	モニタリング報告書		害児支援利用計画（週間）
①申請時（更新時）		○	○	○	○					△
②支給決定後						○	○			
③モニタリング	障害福祉サービス等の種類や量が変更になる場合	○	○	△	△			○		△
	曜日や時間帯、事業者のみが変更になる場合			△	△			○	○	△
	特に変更がない場合							○		△

○必須提出、△必要に応じて提出

## 2 暫定支給決定時における関係機関の対応

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断、を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定（暫定支給決定）を行うこととしている。

暫定支給決定時における各区高齢障害支援課、サービス提供事業者及び指定特定相談支援事業者の対応は次のとおりとする。

- (1) サービス提供事業者は、暫定支給決定を受けた利用者と利用契約をしたときは、利用者のアセスメントを行って、暫定支給決定期間に係る適切な個別支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を実施する。

その際、利用者の障害特性、適正等を十分に踏まえた個別支援計画の作成が可能となるよう、利

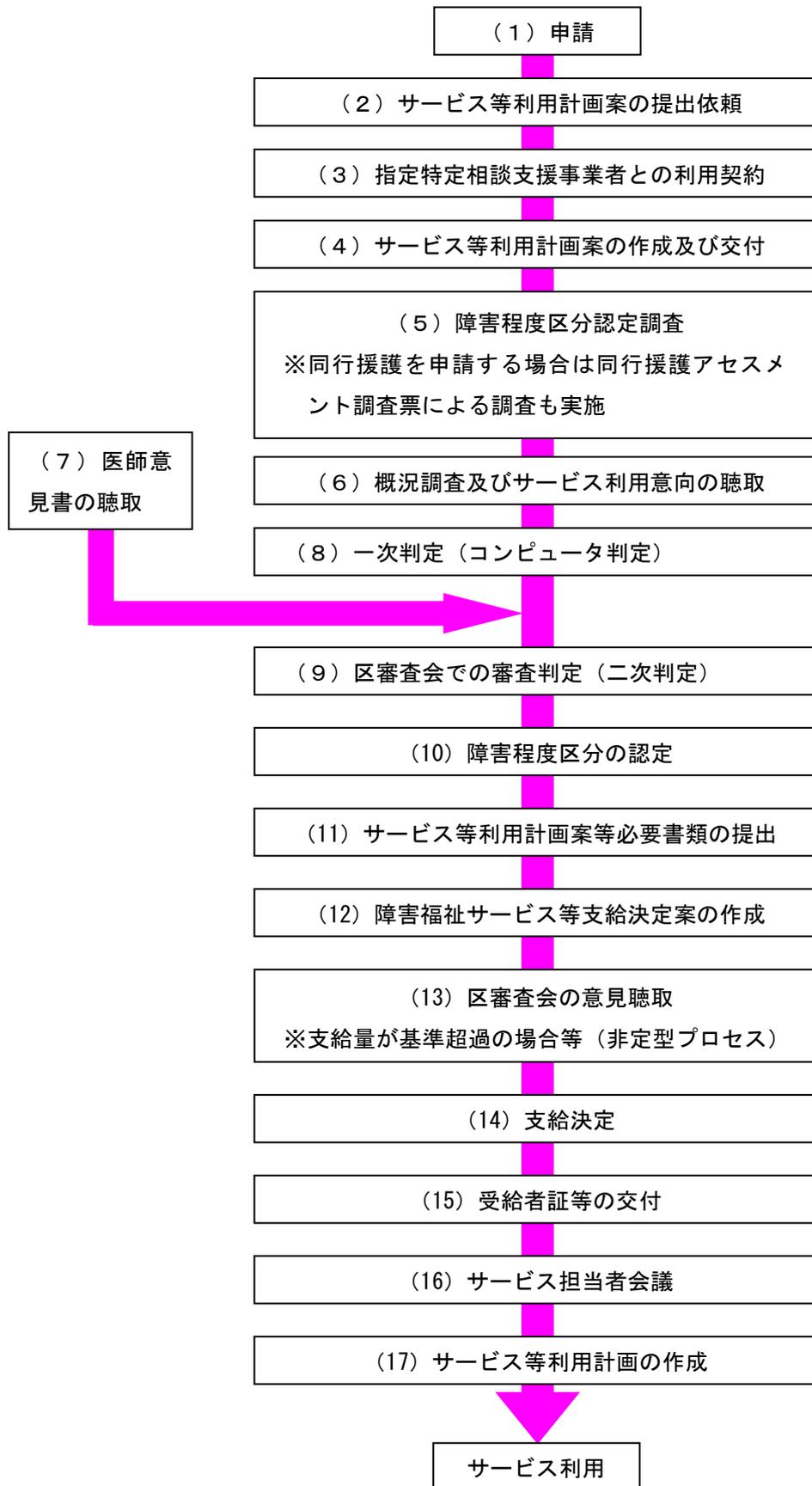
用者の家族や関係機関と十分連携すること。

- (2) サービス提供事業者は、暫定支給決定期間内に実施した利用者のアセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実績及びその評価結果をとりまとめ、各区高齢障害支援課が定める日までに各区高齢障害支援課及び当該利用者に指定計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者に提出する。
- (3) 暫定支給決定期間経過後、利用者が引き続きサービスの継続を希望する場合、各区高齢障害支援課は、サービス提供事業者から提出のあった(2)の書類や当該指定特定相談支援事業者のモニタリング結果を踏まえ、サービスを継続することによる改善(維持を含む)効果が見込まれるか否かを判断し、改善効果が見込まれないと判定された場合には、各区高齢障害支援課、サービス提供事業者、当該指定特定相談支援事業者及び利用者(必要に応じて家族や関係機関等関係者の参加を求める。)による連絡調整会議を開催し、利用者にもその旨を説明するとともに、今後のサービス利用について調整を行う(改善効果が見込まれる場合は不要)。
- (4) (3)においてサービスを継続することによる改善(維持を含む)効果が見込まれると判断された場合は、個別支援計画に基づく本来的な訓練に移行する。  
なお、各区高齢障害支援課は、当該判断に基づく支給決定を行うに当たっては、改めて指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める必要はない。
- (5) 本来的な訓練に当たっては、事業者は、暫定支給決定期間中のアセスメント結果等に基づき、標準利用期間(暫定支給決定期間を含む。)の範囲内で、適切なサービス提供期間を設定し、これを踏まえて作成した個別支援計画を利用者へ交付する。

### 3 指定特定相談支援事業者等を変更する場合の手続き

- ア 利用者は、指定特定相談支援事業者等を変更する場合には、計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書について、受給者証を添付して、各区高齢障害支援課に提出する。
- イ 各区高齢障害支援課は、計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書を受理したとき、指定特定相談支援事業者等の指定の確認や相談支援専門員の資格等について確認を行う。
- ウ 各区高齢障害支援課は、指定特定相談支援事業者等の名称を変更した受給者証を発行し、届出者に交付する。

●介護給付費の支給決定の流れ



## ●サービス等利用計画等と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画等については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を塔まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画等における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

### 指定特定相談支援事業者等

#### アセスメント

- ・ 障害者の心身の状況
- ・ その置かれている環境
- ・ 日常生活の状況
- ・ 現に受けているサービス
- ・ サービス利用の意向
- ・ 支援する上で解決すべき課題
- ・ その他

#### サービス等利用計画

- ・ 生活に対する意向
- ・ 総合的な援助の方針
- ・ 解決すべき課題
- ・ サービスの目的（長期・短期）
- ・ その達成時期
- ・ サービスの種類・内容・量
- ・ サービス提供の留意事項

### サービス事業者

### サービス事業者

### サービス事業者

#### アセスメント

- ・ 置かれている環境
- ・ 日常生活の状況
- ・ 利用者の希望する生活
- ・ 課題
- ・ その他

#### 個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

- ・ 障害福祉サービス等に加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。
- ・ 複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

## 第3部 地域相談支援

### I 地域相談支援の内容

#### 1 地域移行支援

##### (1) サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

##### (2) 対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

- ア 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者
  - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- イ 精神科病院に入院している精神障害者のうち、以下のいずれかに該当する者
  - ① 直近の入院期間が1年以上の者
  - ② 直近の入院期間が1年未満の者のうち、措置入院者又は医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者
  - ③ 直近の入院期間が1年未満の者で、②に該当しない者のうち、地域移行支援を行わなければ入院の長期化（1年以上）が見込まれる者
    - ※ 精神科病院には精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。
    - ※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

#### 2 地域定着支援

##### (1) サービスの内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

##### (2) 対象者

- ア 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- イ 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

※ 共同生活介護、共同生活援助及び宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。

※ 上記ア又はイの者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

## Ⅱ サービスの具体的取扱方針

### 1 地域移行支援

#### (1) 地域移行支援計画の作成

- ア 指定地域移行支援事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画（所定の様式はなし）を作成しなければならない。作成にあたっては、利用者に面接によるアセスメントを実施しなければならない。
- イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しなければならない。
- ウ 計画作成会議（地域移行支援計画の作成にあたり、当該利用者に係る障害者支援施設等又は精神科病院における担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。
- エ 地域移行支援計画の作成にあたっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- オ 地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しなければならない。

#### (2) 相談及び援助

- ア 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供する。
- イ 利用者に対してアの支援を提供するにあたっては、おおむね週に1回以上、少なくとも月2回以上、利用者との対面により行わなければならない。  
なお、利用者との対面による支援とは、利用者が入所又は入院する障害者支援施設等又は精神科病院や体験宿泊場所への訪問による相談支援や地域生活への移行のための外出時の同行による支援をいう。

#### (3) 障害福祉サービスの体験的な利用支援

- 指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行う。  
なお、障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供にあたっては、委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援事業者が利用者に行きによる支援を行うこと。

#### (4) 体験的な宿泊支援

- ア 体験的な宿泊支援は、利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室、設備及び備品等を備え、衛生的に管理されている場所で行わなければならない。

イ 体験的な宿泊支援は、指定地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施する他、指定障害福祉サービス事業者等への委託により共同生活介護又は共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができる。

なお、体験的な宿泊支援の提供にあたっては、委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援事業者が利用者に同行又は宿泊場所への訪問による支援を行うこと。

### ●地域移行支援の流れ（イメージ）

#### 初期段階

- 地域移行支援計画の作成（利用者の具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等の関係者との個別支援会議の開催等を踏まえて作成）
- 対象者への地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等（信頼関係構築、退院に向けた具体的イメージ作り）



#### 中期段階

- 対象者への訪問相談（不安や動機づけの維持のための相談）
- 同行支援（地域生活の社会資源や公的期間等の見学、障害福祉サービス事業所の体験等）
- 自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- 関係機関との連携（精神科病院・入所施設等との個別支援会議開催や調整等）



#### 終期段階

- 住居の確保等の支援（退院・退所後の住居の入居手続きの支援）
- 同行支援（退院・退所後に必要な物品の購入、行政手続き等）
- 関係機関との連携・調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関との連絡調整）

## 2 地域定着支援

### （1）地域定着支援台帳の作成

指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳（所定の様式はなし）を作成しなければならない。作成にあたっては、利用者に面接によるアセスメントを実施しなければならない。

## (2) 常時の連絡体制の確保等

指定地域定着支援事業者は、利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保するとともに、適宜居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握する。

常時の連絡体制については、当該指定地域定着支援事業所が直接利用者又はその家族との連絡体制を確保することが必要である。

なお、常時の連絡体制の確保は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能である。

利用者の状況把握については、居宅訪問等の見守りによる支援により利用者の現況及び利用者の緊急時等に適切に対応するための情報を把握すること。

## (3) 緊急の事態における支援等

指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行うとともに、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等及び医療機関等との連絡調整、一時的な滞在による支援（指定障害福祉サービス事業者等に委託可）等の支援を実施する。

なお、一時的な滞在による支援については、利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行うこと。

### Ⅲ 報酬

#### 1 地域移行支援

	サービス内容	単位	算定要件
1	地域移行支援サービス費	2,300 単位/月	毎月算定（ただし、利用者との対面による支援を少なくとも月2回以上実施すること。）
2	特別地域加算	+15/100	利用者が、厚生労働大臣が定める地域（離島や豪雪地帯等。）の精神科病院若しくは障害者支援施設又はのぞみの園等に入院又は入所している場合に、所定の単位数に加算
3	退院・退所月加算	2,700 単位/月	退院・退所月（退院・退所月が月初等の場合は、退院・退所月の前月）に加算。 ただし、退院・退所後に他の病院、社会福祉施設等に入所する場合は算定しない。
4	集中支援加算	500 単位/月	退院・退所月加算が算定される月以外で月6日以上対面による支援を行った場合に加算
5	障害福祉サービスの体験利用加算	300 単位/日	障害福祉サービスの体験利用を行った場合に加算（※1・2）
6	体験宿泊加算（Ⅰ）	300 単位/日	体験宿泊を行った場合に加算（※3～8）。（Ⅱ）が算定される場合は除く。
7	体験宿泊加算（Ⅱ）	700 単位/日	夜間支援を行う者を配置等して体験宿泊を行った場合に加算（※3～8）

※1 障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に算定できる。

また、利用者に対して、委託先の障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できる。

※2 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日（障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として算定できる。

なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日（当該更新後の障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として算定できる。

※3 単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できる。

なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えない。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除く。

また、体験的な宿泊支援については、障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託による場合であっても、地域移行支援事業者が、委託先の障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等

のための常時の連絡体制を確保して行うこと。

※4 共同生活介護サービス費及び共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活介護又は共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること（共同生活介護又は共同生活援助の体験利用に係る支給決定を受けている場合、体験宿泊加算は算定できない。）。

※5 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できる。

なお、体験宿泊加算（Ⅰ）については、利用者が、地域相談支援基準第23条第1項に規定する要件を満たす場所（以下「体験宿泊場所」という。）において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。

※6 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できる。

※7 体験宿泊加算（Ⅱ）については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できる。

なお、夜間支援従事者は、別途、居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。

夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。

※8 体験宿泊加算については、15日（体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として算定できる。

なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日（当該更新後の体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として算定できる。

【例】5月1日に精神科病院を退院した場合

⇒4月に地域移行支援サービス費及び退院・退所月加算を算定  
(2,300単位+2,700単位=5,000単位)

【例】9月5日・6日に1泊2日で体験宿泊（夜間支援を行う者なし）を行った場合

⇒体験宿泊加算（Ⅰ）を9月5日・6日に算定  
(300単位×2日=600単位)

## 2 地域定着支援

	給付費名称	単位	算定要件
1	体制確保費	300 単位／月	毎月算定（常時の連絡体制の確保等を行う。）
2	緊急時支援費	700 単位／日	利用者の障害特性に起因して生じた緊急事態等において、利用者等からの要請に基づき、居宅訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定（算定できる日数に上限はない。）（※1～4）
3	特別地域加算	+15／100	利用者が、厚生労働大臣が定める地域（離島や豪雪地帯等）に居住している場合に、所定の単位数に加算。

- ※1 利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できる。
- ※2 緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録するものとする。
- ※3 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できる。また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できる。
- ※4 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できる。

【例】緊急時の居宅訪問を月5日行った場合

⇒緊急時支援費を5日分算定

(700 単位 × 5 日 = 3,500 単位)

## IV 地域相談支援給付決定

### 1 障害程度区分認定調査

地域相談支援給付費については、障害程度区分の認定は不要であるが、対象者の状況を把握して適切に地域相談支援給付決定を行うため、障害程度区分認定調査の調査項目に係る調査を実施する。

なお、平成24年3月31日時点において、国庫補助事業である精神障害者地域移行・地域定着支援事業(実施主体：都道府県又は指定都市。民間団体への委託あり。)又は住宅入居等支援事業(居住サポート事業)(実施主体：市町村。民間団体への委託あり。)の支援対象となっている者は、平成24年4月からの個別給付への円滑な移行の観点から、地域相談支援給付決定に当たって障害程度区分認定調査の調査項目に係る調査を実施しないこととして差し支えない。

ただし、当該者についても、地域相談支援給付決定の更新時においては、当該調査を実施する。

### 2 地域相談支援給付決定の際の勘案事項

- (1) 障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- (2) 障害者に関する地域相談支援給付費等の受給状況
- (3) 障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(②を除く。)の利用の状況
- (4) 当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容
- (5) 当該障害者の置かれている環境
- (6) 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況

### 3 当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨

#### (1) 障害の種類及び程度その他の心身の状況

地域相談支援を利用しようとする障害者については、障害程度区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案する。その際、当該障害者の身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。具体的には、訓練等給付費の対象となる障害福祉サービスを利用しようとする障害者と同様に、認定調査の調査項目に係る調査をもって障害の程度を含めた心身の状況を把握する。

#### (2) 地域相談支援給付費等の受給状況

#### (3) 他の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況

各区高齢障害支援課は、申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、地域相談支援給付決定により当該障害者が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で地域相談支援給付決定を行う。

#### (4) 地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容

当該障害者が受けようとする地域相談支援の内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して地域相談支援給付決定を行う。特に、地域移行支援については、地域生活へ

の移行に向けた意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。

#### (5) 当該障害者等の置かれている環境

地域移行支援に係る地域相談支援給付決定を行うに当たっては、当該障害者の入院又は入所している期間、家族関係や地域生活への移行後における生活環境（例えば、事業所・施設や医療機関までの距離や交通手段）等を勘案する。

地域定着支援に係る地域相談支援給付決定を行うに当たっては、家族等の同居の有無、同居している家族等の年齢、心身の状況及び就労状況、同居している家族等による当該障害者への緊急時等において必要となる支援の見込み等を勘案して、地域相談支援給付決定をする。

#### (6) 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況

地域相談支援給付決定を行うに当たっては、実際に当該障害者が当該地域相談支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、障害福祉サービスと同様に本事項を勘案することとする。

### 4 地域相談支援給付決定の有効期間

#### (1) 地域移行支援

地域移行支援については、長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、有効期間を最長6か月間とする。

この期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6か月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。なお、更なる更新については、必要に応じて区審査会の個別審査により判断する。

#### (2) 地域定着支援

地域定着支援については、有効期間を最長1年間とする。

対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。

また、更なる更新についても、必要性が認められる場合については更新可。

## 第4部 請求事務

### 1 請求者

支給決定障害者等と契約を締結し、その契約に基づき支給決定に係るサービスを提供した指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者（以下「事業者」という。）

### 2 請求方法

事業者は、原則としてサービス提供月ごとにサービス提供月の翌月10日までに、国民健康保険団体連合会の電子請求受付システムにて電子請求を行わなければならない。

### 3 地域移行支援提供実績記録票及び地域定着支援提供実績記録票の記載方法

#### (1) 地域移行支援提供実績記録票

##### ア 提供日付・曜日

当該サービス提供月において、地域移行支援を提供した日及びその曜日を記載する。

##### イ 支援実績

実際にサービスを提供した内容に基づいて次のとおり記載する。

##### (ア) 算定日数

本体報酬及び集中支援加算の対象となる支援を実施した場合、「1」を記載する。

※ 当該支援の具体的な内容を「備考」欄に記載する。

##### (イ) サービス提供の状況

- ・体験利用の場合・・・「体験利用」
- ・体験宿泊Ⅰの場合・・・「体験宿泊Ⅰ」
- ・体験宿泊Ⅱの場合・・・「体験宿泊Ⅱ」

##### ウ 備考

本体報酬及び集中支援加算の対象となる支援を実施した場合、支援の具体的な内容を記載する。

##### エ 退院・退所月加算

##### (ア) 退院・退所日

退院・退所月加算を算定する場合、当該支給決定障害者が施設等から退院・退所した日を記載する。

#### (2) 地域定着支援提供実績記録票

##### ア 提供日付・曜日

当該サービス提供月において、地域定着支援を提供した日及びその曜日を記載する。

##### イ 支援実績

実際にサービスを提供した内容に基づいて次のとおり記載する。

##### (ア) サービス提供の状況

- ・緊急対応の場合・・・「緊急時支援」

※ 体制確保のみの場合、実績記録票への記載は要しない。

#### 4 請求にあたっての留意点

##### (1) 計画相談支援及び障害児相談支援

- ア 障害児が障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用する場合には、計画相談支援及び障害児相談支援の対象となるが、報酬については障害児相談支援給付費のみ支給する。
- イ 支給決定の有効期間の終期月にモニタリングを実施した結果、支給決定の更新等が必要な場合は、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の作成を併せて実施する。この場合、報酬は計画作成（サービス利用支援又は障害児支援利用援助）に係る報酬のみ算定する。
- ウ 原則としてモニタリングは受給者証の記載に基づき予定月に実施しなければならないが、計画相談支援対象者又は障害児相談支援対象者が不在である等によりやむを得ず予定月の翌月にモニタリングを実施した場合は、モニタリング（継続サービス利用支援又は継続障害児支援利用援助）に係る報酬を算定できる（予定月の翌々月以降に実施した場合は算定できない。）。

##### (2) 地域相談支援

- ア 地域移行支援サービス費の退院・退所月加算は、退院又は退所日が月の初日等の場合は、退院又は退所日が属する月の前月に算定する。

【例】 7月1日に退院した場合

⇒退院・退所月加算は6月に算定する。

- イ 共同生活援助又は共同生活介護の体験利用に係る支給決定を受けている場合には、地域移行支援の体験宿泊加算は算定できない。